

正 本
-----

## 陳 述 書

平成27年12月 / 日

新潟県新潟市樋海 1090 新潟県環境館  
802

川 平 和 彦 (印)

## 第1 私の経歴

私は、昭和55年4月1日、板橋区に事務職として採用され、同日、総務部熊野出張所に配属されました。平成10年4月1日、係長級に昇任後、平成19年4月1日から平成24年3月31日まで、資源環境部エコポリスセンター啓発係長（以下「啓発係長」といいます。）の職にありました。

その後、平成27年3月31日をもって、板橋区を退職しました。

以下、啓発係長としてホテル施設に関わっていた当時のことについて陳述します。

## 第2 ホテル施設について

1 板橋区ホテル飼育施設（平成23年度からは板橋区ホテル生態環境館と改称。以下両者を合わせて「ホテル施設」といいます。）は、ホテルの生態、飼育状況を観察する施設として板橋区高島平四丁目21番1号に設けられた施設で、エコポリスセンター（板橋区前野町四丁目6番1号）は板橋区の出先機関でしたが、ホテル施設はそのまた出先という関係にありました。

ホテル施設には啓発係の職員が配属され、原告はそのうちの1人でした。

なお、係長の私はエコポリスセンターにおりましたので、ホテル施設は上司が常駐していないという変則的な職場でした。

2 私が啓発係長に就任した当初、ホテル施設に行ってみて不思議に思ったことは、ホテルを飼育するはずの施設で、ハチが飼育されていたことでした。この点原告に尋ねると、ハチのフェロモンがホテルの飼育に有効であ

るので、ホテルの飼育に有益な限りにおいてハチの飼育が認められている、とのことでした。

私が啓発係長に就任した頃は、ホテルの飼育室の4分の1から5分の1くらいのスペースにハチの巣箱が積み重ねられて置かれているような状態でしたが、その後徐々に増えていき、数年後には、飼育室だけでなく、別棟の学習室（研修室）にもハチの巣箱が置かれる状態になっていました。ハチの巣箱がたくさん置いてあることについて、大変奇異に感じたのですが、1匹のハチから抽出できるフェロモンの量は微量だとのことでしたので、そういうものなのか、と思っていました。

### 第3 原告の勤怠について

- 1 ホテル施設がエコポリスセンターとは異なる場所にあり、上司の目が行き届かないためか、原告は、他所から何かの依頼を勝手に引き受けてはどここかに出かけてしまうことがあり、それを管理するのが係長の仕事だと前任者から引継ぎを受けました。
- 2 その引継内容を裏付けるかのように、月に1回供覧される「ホテル飼育施設管理日誌」あるいは「業務実績報告書」には、事前に報告を受けた覚えのない場所に原告が出向いていた旨が記されていました。私は、こうした記載を通じて、初めて原告がどこかに出掛けていたことを知りになりました。

私や所長は、原告に対し、「勝手に依頼を受けないで事前に報告してください」と注意していましたし、公務外でホテル施設外に赴いていた場合には、「仕事ではないので休暇等で対応してください」などと注意した上で、遑って休暇申請をするよう指導していました。こうした注意に対して、原告は一時的には態度を改めるのですが、段々疎かとなることを繰り返していました。何度注意しても同じことが繰り返され、原告は、あたかも事前に承認を得ているかのように「ホテル飼育施設管理日誌」や「業務実績報

告書」を記載・提出していただきましたので、業務と業務でないことの区別がついていなかったのではないかと思います。

- 3 「ホテル飼育施設管理日誌」「業務実績報告書」は、ひと月分がまとめてエコポリスセンターに送られて、私や所長はそれに押印していましたが、これらには業務外のことも書かれていましたので、記載内容を見たとの趣旨で供覧印を押していました。

#### 第4 能登町に関して

##### 1 能登町とのかかわりについて

(1) 能登町からは、派遣職員の受入依頼が来ていました。ハチの飼育に関してホテル施設の職員から手ほどきを受けたいとのことでした。当時は、能登町が何故このような依頼をするのか詳細を承知していなかったのですが、飼育方法の手ほどきはホテル施設内で行われ、板橋区の職員が能登町に赴くわけではないとのことでしたから、ホテル施設の業務に与える支障はあっても軽微と考えられましたし、ホテルの飼育のためとはいえ、板橋区でハチを飼育していたことは事実でしたから、飼育を通じて得た知見が能登町の何かのお役に立てればと思い、これを無下にお断りせずに受け入れていました。

(2) こうした中、能登町長がホテルの夜間公開鑑賞会に係る反省会に参加して、同席した坂本健区長（以下「坂本区長」といいます。）と歓談したことがありました。

私もこの反省会に出席していましたが、能登町長や坂本区長の席からは遠く、2人がどのような話をしていたのかは分かりません。ただ、少なくとも、坂本区長は能登町で実施されるハチの事業に協力を約束する旨の話をしていないと思います。もし、そのような話をしていたのであれば、後日、坂本区長から、能登町の事業に協力せよ、といった指示があるはずですが、そのような指示は受けたことがないからです。

(3) 能登町からは、以上のほかに、「板橋区・能登町エコポリス協定」の締結依頼がありました。

この対応には岩倉俊明所長（以下「岩倉所長」といいます。）が当たっていました。岩倉所長は、能登町は国産のハチを増やして農家で活用する事業を展開しているが、板橋区にハチの飼育のノウハウの提供などを求めて協定の締結依頼をしてきたこと、板橋区としてはこの依頼を断るつもりであることを私に話しておりましたが、後日、実際に能登町に対して依頼を断る連絡をしていました。

このため、協定締結依頼を断ったことを境に板橋区としては能登町への協力はしないことにしたものと理解していました。もっとも、このように理解していたところへ再び職員の派遣の受入れの依頼がありましたので、どうしたものかと所長にも相談したのですが、以前にもこれを受け入れたことがあり、ホテル施設の業務に与える影響も大きなものではないだろうということで、当該依頼限りでの単発的な協力はしました。しかし、それ以上の協力をしているとの認識はありませんでした。

## 2 原告からの相談・報告について

(1) 原告は、ハチに関して、イノリー企画と「業務提携契約」（甲第33号証）を締結したり、イノリー企画や能登町ふれあい公社と「売買契約書及び秘密保守契約書」（甲第30号証）を締結する際に、私に相談・報告し了承を得た、と主張しているようですが、そうした話は初耳で、私は了承したことは勿論、相談を受けたこともありません。ハチは、ホテルの飼育に有益な限りでその飼育が認められていたに過ぎませんから、ハチの売買に関して何らかの契約を締結することは、明らかにホテル施設の業務の範囲を超えることとなります。仮に原告からこのような相談や報告を受けたとすれば、絶対に了承しないと思います。

(2) また、能登町で実施していたハチの事業に関し、武蔵野種苗園からイ

ノリー企画に業者が変更になった際にも、ロイヤリティの請求等に関して私に相談し、了承を得たと主張しているようですが、私は、そもそも能登町の事業についても、ハチの増殖に取り組んでいるという位のことしか知らず、どのような方法で具体的にどのような事業を実施していたのかも知りませんでしたので、業者の変更ということもロイヤリティの請求などということも知りませんから、了承しようがありません。

(3) 以上のように能登町とのやり取りに関しては、私にとって初耳のことばかりですから、逐一報告を受けたなどということはありません。

能登町に関する事前報告として心当たりがあるのは、上に述べた派遣職員の受入依頼と、原告が能登町に研修会の講師として赴いたときのことです。能登町（公社）から講師派遣の依頼があり（甲第19号証）、所長判断により、職務専念義務の免除が承認されたということがあったと記憶しています。

あとはせいぜい原告から月1回供覧される「ホテル飼育施設管理日誌」や「業務実績報告書」を通じて事後的に、能登町の人がホテル施設を訪れた、とか、能登に行ってきた、という程度の抽象的な報告を受けただけです。原告が個人的に能登町の人々と交流を持つことまで否定するつもりはありませんが、まさか、板橋区の名を語って勝手に契約を締結して能登町の事業に継続的に関わっていたとは思いませんでした。

## 第5 小山町に関して

1 「ホテル飼育事業に係る板橋区有著作権及び特許権等に関する要綱」について

板橋区は、ホテルの自然繁殖に関して特許を有しており、その許諾依頼に対する手続について「ホテル飼育事業に係る板橋区有著作権及び特許権等に関する要綱」（以下「要綱」といいます。）を整備していました。

要綱には、特許を許諾するときには契約書を取り交わし、特許料金を徴

収する旨が定められていました。

要綱に特許料金の徴収の免除に関する規定はありませんし、私が啓発係長として在職期間中、免除の手続をとったことはありません。

## 2 「ホテル飼育事業への職員派遣要項」について

(1) 板橋区では、特許の使用許諾の依頼の際に、板橋区の職員を派遣してほしいとの要望があった場合に備えて、「ホテル飼育事業への職員派遣要項」(以下「派遣要項」といいます。)を整備していました。派遣要項では特許の実施案件について、依頼先から正式な依頼文書を徴すれば、公務による出張を認める取扱いとしていました。

(2) 派遣要項では、特許の実施案件以外に、ホテルの飼育に関して依頼があった場合の取扱いについても定められていました。原告がこうした依頼に応じたいという場合には、休暇等を取って対応するという取扱いとなっていました。

原告には依頼を受けたら、依頼文をエコポリスセンターに送付するように伝えていました。所長が公務でないと判断すると、原告に対して依頼先に赴く場合には休暇等の扱いになる旨を伝えていました。原告から休暇等の扱いになることについて不服を述べられたこともありませんでしたし、私や所長が原告に依頼を受けるよう指示したこともありませんでしたので、原告は嫌々依頼先に赴いているのではなく、自ら進んで依頼に応じているのだと思っていました。

(3) もっとも、原告が無断でホテル施設外に赴いてしまうことが多く見られたことは既に述べたとおりです。無断で赴いていたことは、月1回供覧される「ホテル飼育施設管理日誌」や「業務実績報告書」の記載を通じて知ることになります。この場合、それが週休日である場合は、勤怠上特段問題となりませんが、そうでない場合は、原告が赴いた用件を尋ねて、公務であったか否かを判断することになります。公務かそうでな



いかは特許の実施許諾案件か否かで決まりますが、原告から特許の実施許諾案件である旨の報告がされたことはありませんでしたので、休暇等の取扱いになる旨原告に説明し、了承を得ていました。

### 3 小山町に関する認識

- (1) 平成23年9月29日に小山町長ほか小山町の職員がホテル施設に視察に来たとのことですが、私が視察に立ち会った記憶はありません。仮に、事前に小山町長が視察に訪れるとの連絡があれば、所長に報告し、所長が区長も同席すべきか判断することになると思いますが、そのような段取りを踏んだ記憶もありません。また、私は視察に訪れた町長を出迎えておきながら「あとはよろしく」といって中座したとのことですが、そのような失礼なことをするはずもありません。

さらに、私が小山町長らの視察の翌日に、原告に対して特許料金を徴収できそうかなどと聞いたとのことですが、そのような記憶もありません。私は、小山町長が視察に来たこと自体知らなかったのですから、その翌日にそのようなことを尋ねたとは考えられません。

もっとも、翌月の10月になってから送られてきた「業務実績報告書」には、小山町長が視察に来た旨の記載がありますから、これによって小山町長が視察に来たことは後から知りました。町長自ら視察に来るのであれば、事前に知らせて欲しかったところです。

- (2) 平成23年10月13日に、原告とルシオラの深田さんという人が小山町内で特許を使用したホテル水路の整備予定地を調査したとのことですが、これについて事前に報告を受けたことはありませんし、小山町から依頼文を受領したこともありません。

また、平成24年2月26日及び27日に、板橋区の特許を使ってホテル用水路を整備したとのことですが、これについても事前に報告を受けたことはありません。この整備については小山町から事前に甲第42

号証の依頼文（平成 23 年度多目的グラウンド脇ホタル水路整備委託事業に伴う職員派遣について(お願い)）が発せられているとのことですが、これを見た記憶もありません。

ただし、いずれも翌月になってから送られてきた「業務実績報告書」には、ホタル水路について調査したとか、ホタル水路を手直したとかいった旨の記載がありますから、これによって原告が小山町に出向いたことを知りました。詳細は記憶していませんが、ホタル施設外に赴いたということなので、原告にはどのような用件で赴いたのか確認したはずですが、少なくとも特許に関する外出であったとの報告は受けていないはずですが、特許に関する報告があれば、要綱に従って、契約の締結に向けた手続を行いますが、そのような手続を行っていないからです。原告が小山町に対して特許とは関係のないホタルの飼育に関する一般的なアドバイスをする目的で小山町に出向いたと理解して、休暇対応との取扱いにしたと思います。

(3) 原告は、甲第 4 1 号証（業務代理人等通知書）及び甲第 4 4 号証（ホタル飛翔に関する事項 [最低五年間]）の作成に当たっても、私に相談・報告したと主張しているようですが、そのような相談・報告を受けたことはありません。

## 第 6 施設の施錠・解錠について

ホタル施設の施錠・解錠は、板橋区の職員が行うことになっていました。ホタル施設の退所取締簿には原告の名がありましたので、当然、原告が施錠・解錠しているものだと思っていました。板橋区職員以外の第三者が施錠・解錠することについて、原告から相談されたり、承認したことはありません。

## 第 7 最後に

原告は、上司に無断でどこかに行ってしまうなど、事前に相談・報告もなく対応を独断してしまうことはありましたが、不完全ながらも「ホタル飼育



施設管理日誌」や「業務実績報告書」を通じて一応の報告はしてまいりましたし、毎年のホタル夜間公開の時期にはホタルが飛翔する様子も目の当たりにしてまいりましたので、ホタル施設内で地道にホタルの飼育に勤しんでいるものと思っておりました。

しかし、実のところは、多くの報告漏れがあったり、取り繕った報告をしていたに過ぎず、どこかに勝手に出かけてしまうこと以外にも多くの独断があったことが分かり、これまで私は騙されていたのか、と大変ショックを受けています。

係長の当時は、ホタルの公開や施設の管理運営等に努力をしておりましたので、このような結果となって非常に残念です。

以上